

事 務 連 絡  
平成 16 年 9 月 17 日

各都道府県国民保護主管部  
各指定都市国民保護主管局 } 御中

消防庁国民保護室

指定地方行政機関及び自衛隊所属者の国民保護協議会委員の任命  
に係る関係省庁の意向について

都道府県国民保護協議会の委員は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 38 条第 4 項各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命することとされ、同項第 1 号には「当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員」、同項第 2 号には「防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者」が規定されています。

また、市町村国民保護協議会の委員は、国民保護法第 40 条第 4 項各号に掲げる者のうちから、市町村長が任命することとされ、同項第 1 号には「当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員」、同項第 2 号には「自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。）」が規定されています。

これらの者につきまして、国民保護協議会の設置に当たり、いくつかの地方公共団体から関係省庁の意向についての照会がありましたので、関係省庁に問い合わせたところ、各地方公共団体の長の意向を踏まえる必要があるとの前提の上で、現在までに別添の回答を得ましたので、参考までにお知らせいたします。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(別添)

1 指定地方行政機関の職員（国民保護法第 38 条第 4 項第 1 号及び第 40 条第 4 項第 1 号に掲げる者）について

国民保護法の指定地方行政機関のうち、災害対策基本法においても指定地方行政機関として指定されているものについては、都道府県防災会議又は市町村防災会議と同様の者を委員とする用意がある。

災害対策基本法に基づく指定地方行政機関として指定されていない指定地方行政機関のうち、税関については、原則として、税関本関所在地及び支署が所在しない都道府県は税関長、その他の府県については当該地域所管支署長を、沖縄県については沖縄地区税関長を委員とする用意がある。

なお、航空交通管制部については、現時点では、国民保護協議会の委員となることは予定していない。

2 自衛隊所属者（国民保護法第 38 条第 4 項第 2 号及び第 40 条第 4 項第 2 号に掲げる者）について

(1) 都道府県国民保護協議会

各都道府県防災会議の委員には、現在、陸上自衛隊に所属する者が任命されているところであるが、国民保護協議会については、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のそれぞれから、委員を出す用意がある。

(2) 市町村国民保護協議会

市町村に関しては、指定都市、中核市及び県庁所在市の国民保護協議会については、自衛隊に所属する者を委員とする用意がある。

(なお、その他の市町村で要望がある場合には、個別にご相談いただきたい。)